

1. 対象者

○災害により被害のあった中小企業・小規模事業者

2. 制度内容

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間 （うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	
金利（※3）	1.45%	1.50%

（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（※3）いずれも令和6年7月1日現在、貸付期間5年の場合